

## 特許庁委託事業

# ASEAN 諸国（ラオス、カンボジア、ブル ネイ、ミャンマー）の税関における知財 関連法規・運用実態に関する調査

2018年12月

日本貿易振興機構（JETRO）  
バンコク事務所 知的財産部

## 4. ラオス

---

### 4.1 ラオス税関の組織体制

#### 4.1.1 ラオス税関の業務内容及び組織体制

財務省は税関当局の業務を監督する。税関当局は次の組織から構成されている。

1. 財務省 (Ministry of Finance)
2. 税関局 (Customs Department)
3. 地方税関オフィス (Regional Customs office)
4. 検問所 (Checkpoints)

上記当局とは別に、他の官庁／機構は、税関に含まれる政府当局の下、検査業務を有する。関税法は、(i) 内部管理組織と(ii) 外部管理組織の2種類の組織に分割する。

1. 内部管理組織
  - 財務省、財務省財務審査部
2. 外部管理組織
  - 国会
  - 政府調査・腐敗対策当局 (Government Inspection Authority and Anti-Corruption)
  - 州監査機関 (State Audit Organization)
  - ラオス国家建設戦線、大衆(全国)組織、市民組織、マスメディア、及び、任務により検査に関わる他の関連部署

これら管理組織は一般的に、税関に関する法令及び手続の実施を確保する義務を有する。しかしながら、これら管理組織は、税関手続を通じて保護を求める私企業に直接的な関係はない。

2011年12月20日施行の関税法(以下、「関税法」という。)は、税関当局を含む上記当局それぞれの業務範囲を詳説している。税関保護措置に関与する税関主要当局は、税関局である。他の政府当局の職務は次の通りである。

#### 財務省

1. 政府に提出する税関活動の発展に関する、戦略、政策、法令、及び計画
2. 税関活動に関する規則、決定、命令、通達及び通知
3. 国中の税関当局の職務の実施の監督、監視及び検査
4. 関税法及び他の関連法に関する政策、法令及び規則の普及及び宣伝

5. 中央及び地方レベルの様々なセクターとの協働、及び、関税法及びその規則の実施の促進
6. 能力育成及び研修計画の立案、及び、規則に基づく優秀な税関職員に対する報奨の提供
7. 税関活動行政に関する外国及び国際機関との協力及び連絡
8. 税関活動に関連する問題に関する、政府及び国会への集約・報告
9. 法令に定められた他の権利及び職務の履行

## 税関局

1. 税関政策、法令、戦略計画、及び、税関開発計画に関する財務省への諮問機関としての役割
2. 法令の審理、及び、詳細な実施通達の発行
3. 税関に関する法令、命令及び様々戦略の実施及び宣伝
4. 倉庫体制の設立するための検討及び財務省への提案
5. 組織、専門家及び全国的に見た税関当局の活動の管理、監督、及び規制
6. 税関活動についての輸入データ及び輸出データの収集及び提供
7. 職員の能力育成、研修、配置、職位、解雇、及び配置換えに対する計画の開発；法令に基づく税関職員に関する昇進制度の実施
8. 税関活動に関する中央レベル及び地方レベルでのセクターの調整及び協力
9. 通関後監査、検査、及び反密輸活動の実施；税関関連事件の追跡及び解決
10. 責任の範囲に基づく供述者の申立ての検討、調査及び処理
11. 税関事件の検査、および、裁判所において事件を争うための、税関事件の検察官への提出
12. 他国との調整及び協力；ラオス政府が当事者である税関活動に関する国内・国際取り決め、協定、条約に基づく約定の履行
13. 財務省への税関活動の結果の定期的な集約・報告
14. 法令に規定された他の権利及び義務の履行

## 地方税関オフィス

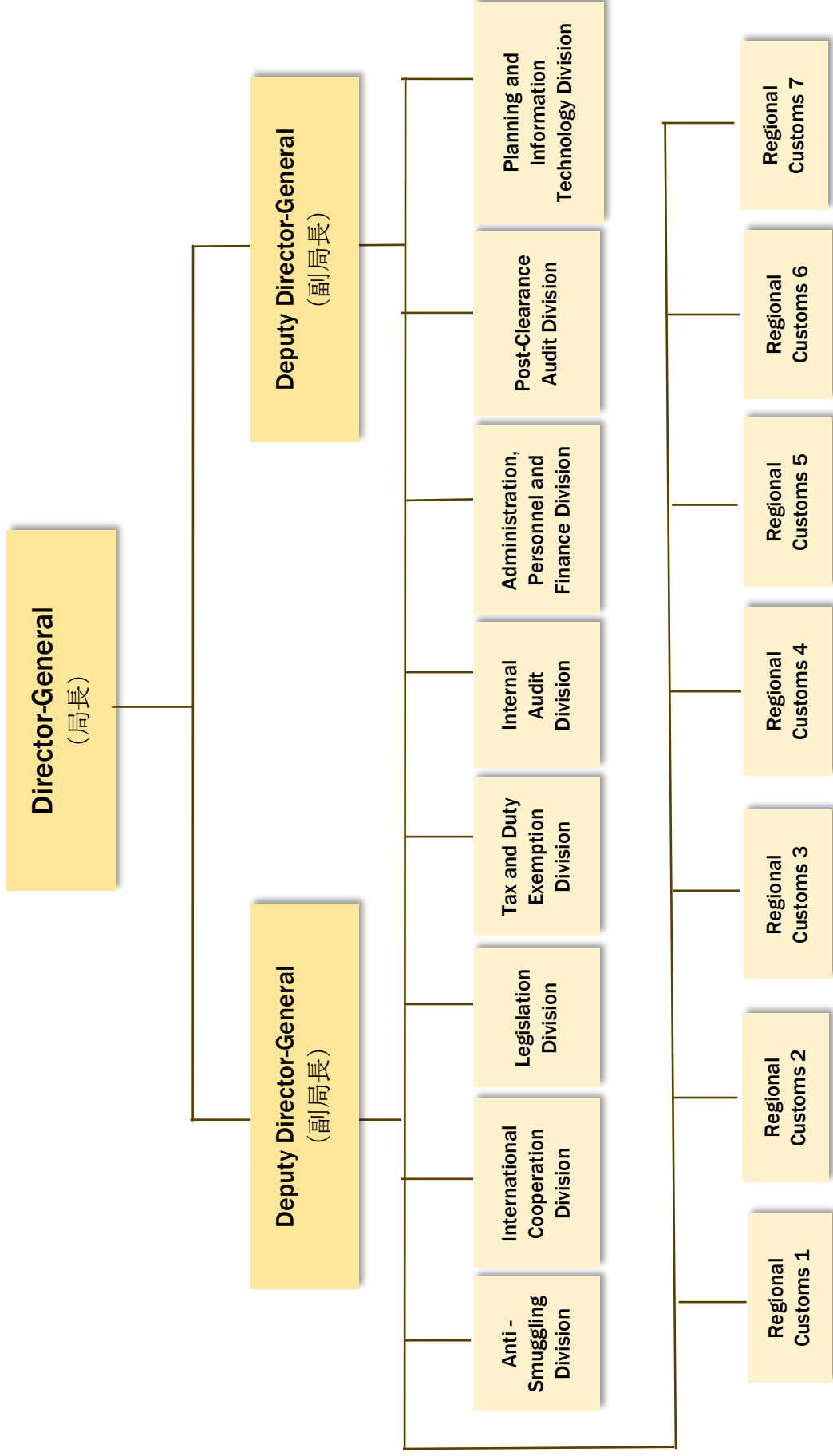
1. 関税法及びその規則並びに他の関連法令に基づいて、その責務の範囲で戦略、政策及び税関管理手順を厳密に実施するために、税関局に対する諮問機関としての役割
2. 個人、法人及び機関が法令遵守の要件を知り、かつ認知できるように、税関活動に関する政策、及び法令を、個人、法人及び機関への宣伝
3. 担当区域及び税関検問所内における、税関活動の実施、並びに、税関当局の専門性及び実績の監督、管理、検査、及び規制
4. 税関局へ報告するために、担当地域内における会計年度ごとの徴税という税関任務及び他の任務に対する計画の立案
5. 担当地域での供述者の申立ての検討及び解決

6. 通関後監査、検査及び反密輸活動の実施;税関事件の追跡実施
7. 税関事件の捜査、検察官に事件を提出し、訴訟を提起すること
8. 担当地域内の税関活動に関して、地方当局及び他の政府オフィスとの調整
9. 関連条項に従い、管轄税関局での税関職員の能力育成、研修、配置、地位、解雇、配置換え、及び、ローテーションの計画の立案
10. 税関への優れた応答記録により、適切に貿易業者を報いるために、関税法及び規則に従った、個人、法人及び機関の税関申告活動の監督及び評価
11. 税関局により指定された、税関活動に関する国際調査及び連携の実施
12. 税関活動結果の整理、並びに、税関部及びビエンチャン中央/地方行政部への税関活動結果の報告
13. 法令に規定されている、他の権利及び義務の実施

#### 国境税関検問所

1. 担当地域内での計画、政策、及び、関税法及び規則の実施
2. 予算計画に従った、タイムリーな関税及び他の債務の徴収
3. 効果的な、税関の活動での装備及び道具の管理及び使用
4. 法令に規定された、検問所での輸入品、輸出品及び通過品(トランジット品)の取り扱い、管理、監視、検査、及び業務円滑化
5. 検問所内における、関税法及び規則並びに他の関連規則に対する違反の検査及び抑制;違反者の起訴
6. 任務遂行期間中、検問所内での他の政府オフィスとの調整
7. 税関活動の整理、並びに、税関活動の、地方税関及び地方自治体/地域行政部への税関活動の報告
8. 地方税関によって指定された、他の権利及び義務の実施

## 税関局の組織



地方税関オフィス	郡区オフィス	ワンストップサービス 検査検問所	常設検問所	特別経済領域
<ul style="list-style-type: none"> <li>Regional Customs I has 2 provinces, Luang Namtha and Bokeo; the office is in the Luang Namtha Province</li> <li>Regional Customs II has 2 provinces, Phongsaly and Oudomxay; the office is in the Phongsaly Province</li> <li>Regional Customs III has 2 provinces Xayabuli and Luangphabang; the office is in the Xayabuli Province</li> <li>Regional Customs IV has 2 provinces, Xiangkhoang and Huouaphan; the office is in the Xiangkhoang Province</li> <li>Regional Customs V has 4 provinces, Vientiane Capital, Xaysomboun, Bolikhamxay, and</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Vientiane Capital</li> <li>Bolikhamxay Province</li> <li>Khammouane Province</li> <li>Savannakhet Province</li> <li>Champasak Province</li> <li>Salavan Province</li> <li>Xekong Province</li> <li>Attapeu Province</li> <li>Phongsaly Province</li> <li>Huouaphan Province</li> <li>Luangnamtha Province</li> <li>Luangphabang Province</li> <li>Bokeo Province</li> <li>Xayabuli Province</li> <li>Xiangkuang Province</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>First Lao –Thai</li> <li>Second Lao –Thai</li> <li>Third Lao –Thai</li> <li>Fourth Lao –Thai</li> <li>Fifth Lao – Myanmar</li> <li>Vangtao (SongMek)</li> <li>Dansavan</li> <li>Namkan</li> <li>Phoukua</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Second Lao –Thai Friendship Bridge at Savannakhet Province</li> <li>Third Lao – Thai Friendship Bridge at Khammauone Province</li> <li>Fourth Lao – Thai Friendship Bridge at Bokeo Province</li> <li>Fifth Lao – Myanmar Friendship Bridge at Luangnamtha Province</li> <li>Naxon Checkpoint at Luangphabang Province</li> <li>Boten, Panghai and Xiengkok checkpoints at LaungNamtha Province</li> <li>Bannom and Chiangkhong checkpoints at Bokeo Province</li> <li>Vangtao (SongMek) and Nongnokkhan checkpoints at Champasak Province</li> <li>Pakha, Panghok and Lantouy checkpoints at Phongsaly Province</li> <li>Khonpheauing checkpoint at Xayabuli Province</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Vientiane Industrial and Trade Area</li> <li>That Luang Lake Special Economic Zone in Vientiane Capital</li> <li>Dongphosy Specific Economic Zone in Vientiane Capital</li> <li>Longthanh-Vientiane Specific Economic Zone</li> <li>Nauone Thong Industrial Special Economic Zone in Vientiane Capital</li> <li>Saysettha Economic Zone</li> <li>Golden Triangle Special Economic Zone in Bokeo</li> <li>Boten Dankham Specific Economic Zone in Luang Namtha</li> <li>Thakhek Specific Economic Zone</li> <li>Vietnam Special Economic Zone</li> <li>Savan-Seno Special Economic Zone in Savannakhet</li> <li>Champasak Special Economic Zone</li> </ul>

地方税関オフィス	郡区オフィス	ワンストップサービス 検査検問所	常設検問所	特別経済領域
<p>Vientiane; the office is in the Vientiane Capital</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Regional Customs VI has 2 provinces, Savannakhet and Khammauone; the office is in the Savannakhet Province</li> <li>Regional Customs VII has 4 provinces, Champasak, Salavan, Xekong and Attapeu; the office is in the Champasak Province</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>Pakxan and Namphao checkpoints at Bolikhamxay Province</li> <li>Namsuy checkpoint at Huouaphan Province</li> <li>Namkan checkpoint at Xiangkhoang Province</li> <li>Naphao checkpoint at Khammoune Province</li> <li>Dansavan checkpoint at Savannakhet Province</li> <li>Lalai checkpoint at salavan Province</li> <li>Dakta-Ok checkpoint at Xekong Province</li> <li>Phoukua checkpoint at Attapeu Province</li> </ul>	

## ラオスの輸出入額

**2015年～2016年の輸出入額(単位:千米ドル)<sup>33</sup>**

品目詳細	輸入		輸出	
	2015	2016	2015	2016
生動物及び動物製品	45,445	75,549	5,127	14,341
野菜製品	34,015	124,849	279,964	508,924
動物性・植物性脂肪及び油並びにその製品; 動物性・植物性ワックス	4,369	3,934	8	175
加工食材、飲料、アルコール飲料、酢;タバコ、タバコ代用品	117,696	349,657	106,478	105,954
鉱産品	863,472	718,652	106,478	105,954
化学品又は関連産品	182,994	184,234	183,117	158,482
プラスチック及びその製品;ゴム及びその製品	117,883	105,498	67,748	80,112
獣皮、皮、毛皮及びその製品、鞭、馬具類;旅行製品、ハンドバック、類似する運ぶ物;動物性ガット製品(カイクガット以外)	10,083	10,229	507	691
木材及びその製品;木炭、石炭、石炭製品、藁製品、エスパルト又は他の織物;籠細工品及び枝編み細工品	5,234	10,614	95,664	25,608
木製パルプ又は他のセルロース質繊維材料のパルプ;再生紙又は再生ボール紙;ボール紙及びその製品	47,528	66,271	1,646	2,045
織物及び織物製品	127,148	120,021	174,820	150,889
履物、ヘッドギア、傘、杖、鞭、乗馬鞭及びその部品、加工羽毛及びその製品、造花、人間の髪の毛の製品	9,264	7,172	23,890	33,998
石、石膏、セメント、石綿、マイカ、又は類似材料の製品、セラミックス製品、ガラス、ガラス製品	56,656	69,882	387	402

<sup>33</sup> 出典: Department of Economic Statistics. Lao Bureau of Statistics Ministry of Planning and Investment: Statistical Yearbook 2016.



天然・人造パール、宝石又は半貴石、貴金属、貴金属を有する金属箔、並びに、その製品、模造宝飾品、硬貨	26,580	75,767	182,407	145,480
卑金属、非金属製品	486,883	403,843	543,647	397,136
機械及び機械設備、電気装置及びその部品；録音機及び録音再生機、ビデオ録画機及びビデオ録画再生機並びにその部品	1,191,462	1,040,427	305,966	250,642
車両、飛行機、船舶、及び関連輸送手段	379,557	668,484	1,970	1,628
光学、写真用、映画用、計測用、検査用、精密、医療用、又は手術用装置、置き時計・腕時計、楽器、それらの部品及びアクセサリ類	30,882	31,838	9,539	10,394
武器及び弾薬、並びに、それらの部品・アクセサリ類	1,224	1,857	126	-
種々雑多な製品	40,004	38,246	17,050	11,732
芸術著作物、収集家の興味をひく品物、アンティーク品	13	46	-	3
その他	-	-	-	-
<b>合計</b>	<b>3,778,392</b>	<b>4,107,070</b>	<b>2,664,226</b>	<b>2,662,392</b>

## 2015年～2016年の主要国からの輸入品の金額<sup>34</sup>

国名	輸入額(千米ドル)		割合(%)	
	2015	2016	2015	2016
<b>ASEAN</b>	<b>2,777,854</b>	<b>3,052,364</b>	<b>73.55</b>	<b>74.32</b>
ブルネイ	-	-	-	-
カンボジア	487	919	0.01	0.02
インドネシア	8,526	55,541	0.23	1.35
マレーシア	11,984	15,889	0.32	0.39
ミャンマー	0.56	6.73	-	-
フィリピン	713	511	0.02	0.01
シンガポール	8,001	25,035	0.21	0.61
タイ	2,222,616	2,541,468	58.82	61.88
ベトナム	526,526	412,994	13.94	10.06
<b>ASEAN 以外</b>	<b>939,727</b>	<b>1,001,624</b>	<b>24.87</b>	<b>24.39</b>
日本	72,127	88,870	1.91	2.16
オーストラリア	13,934	8,584	0.37	0.21
カナダ	1,285	2,231	0.03	0.05
中国	713,284	749,167	18.88	18.24
<b>EU (27ヶ国)</b>	<b>49,404</b>	<b>32,066</b>	<b>1.31</b>	<b>0.78</b>
インド	14,188	13,438	0.38	0.33
韓国	48,446	80,353	1.28	1.96
ニュージーランド	1,344	107	0.04	0.00
パキスタン	4,304	3,234	0.11	0.08
ロシア	1,754	3,816	0.05	0.09
アメリカ合衆国	19,657	19,757	0.52	0.48
それ以外の国	59,810	53,081	1.58	1.29
<b>合計</b>	<b>3,778,392</b>	<b>4,107,069</b>	<b>100</b>	<b>100</b>

<sup>34</sup> 出典: Department of Economic Statistics. Lao Bureau of Statistics Ministry of Planning and Investment: Statistical Yearbook 2016.

### 2015年～2016年の主要国からの輸出品の金額<sup>35</sup>

国名	輸出額(千米ドル)		割合(%)	
	2015	2016	2015	2016
<b>ASEAN</b>	<b>1,285,763</b>	<b>1,137,249</b>	<b>48.26</b>	<b>42.72</b>
ブルネイ	43	-	-	-
カンボジア	12,113	4,312	0.45	0.16
インドネシア	231	3,564	0.01	0.13
マレーシア	6,082	2,871	0.23	0.11
ミャンマー	293	23	0.01	-
フィリピン	2,333	1,030	0.09	0.04
シンガポール	2,301	15,633	0.09	0.59
タイ	964,650	864,225	36.21	32.46
ベトナム	297,713	245,587	11.17	9.22
<b>ASEAN 以外</b>	<b>1,306,436</b>	<b>1,411,338</b>	<b>49.04</b>	<b>53.01</b>
日本	49,625	57,600	1.86	2.16
オーストラリア	3,365	391	0.13	0.01
カナダ	14,375	10,419	0.54	0.39
中国	1,021,612	1,104,877	38.35	41.50
<b>EU (27ヶ国)</b>	<b>153,545</b>	<b>128,551</b>	<b>5.76</b>	<b>4.83</b>
インド	33,036	87,453	1.24	3.28
韓国	6,366	2,104	0.24	0.08
ニュージーランド	502	638	0.02	0.02
パキスタン	84	-	-	-
ロシア	192	129	0.01	-
アメリカ合衆国	23,729	19,172	0.89	0.72
それ以外の国	72,026	113,803	2.70	4.27
<b>TOTAL</b>	<b>2,664,225</b>	<b>2,662,392</b>	<b>100</b>	<b>100</b>

<sup>35</sup> 出典: Department of Economic Statistics. Lao Bureau of Statistics Ministry of Planning and Investment: Statistical Yearbook 2016.

## 4.1.2 税関取締実績の統計データ

現在、ラオス政府から統計データは容易に得ることができない。残念ながら、現在まで、税関取締に関する統計データに関する包括的な公式データは得られていない。

## 4.2 ラオスにおける知的財産関連法規と税関

### 4.2.1 税関差止制度の概要

#### 4.2.1.1 国境措置の根拠法令

- 関税法第 4/NA 号(2011 年 12 月 20 日施行、及びその改正法第 57/NA 号(2014 年 12 月 24 日施行)(以下、「関税法」という。)
- 知的財産権を保護する手続に関する職員用ガイドライン第 1970 号(2011 年 9 月 8 日)(以下、「ガイドライン」という。)
- 知的財産権を保護する手続に関する職員用ガイドラインに関する税関局の通達(以下、「通達」という。)
- 知的財産法第 38/NA 号(2017 年 11 月 15 日)(以下、「知的財産法」という。)

この一年間で、規制の枠組みが、2001 年知的財産法に代わる知的財産法の施行により更新された。2011 年知的財産法では明確に規定されていなかったが、現行の知的財産法は、税関職員が職権で、輸出品又は輸入品の検査、並びに、商標権、著作権および関連する権利に違反する商品の差止・押収を行うことできる旨を規定する。

当局からの情報によると、さらに知的財産法に関連する法令を詳説する規則が追加される予定である。従って、これらの進展、特に著作権、商標権及び税関手続についての進展について期待される。

#### 4.2.1.2 税関差止の対象となる知的財産権及びその法的根拠

関税法では、知的財産権所有者は自己の商標権又は著作権を侵害する商品がラオスを(輸入又は輸出を介して)通過しているという確かな情報を有している場合、当該知的財産権所有者は税関に国境措置を講じることを申請できる旨を規定する。従って、知的財産権所有者は、関連する税関当局に申請を行い、税関職員に疑義商品を検査及び一時的に差止めさせることができる。

知的財産法第 158 条は、国境検問所の税関職員が(職権で)次の権利を侵害する輸入品及び輸出品を検査し、また、侵害する疑いのある商品を差止める権利及び義務を有する旨を規定している。

1. 商標権
2. 著作権及び関連する権利

同様に、ガイドライン及び通達は、これらの権利について説明し、また、税関職員が知的財産権を侵害していると疑う商品の留置を行っている場合、監視される必要がある手続に関して詳細を規定している。

#### 4.2.1.3 税関差止対象の貨物種別(輸出、輸入、通過)

ガイドラインは、知的財産権所有者の商標権又は著作権を侵害する疑いのある商品は税関職員による差止の対象になる旨を規定する。同様に、他国に出る前に一時的にラオスに入る通過品(トランジット品)は、税関当局の検査及び差止の対象になる。

ガイドラインにより、商業目的ではない少量の、輸入品、又は、輸出されようとしている商品は、商標権を侵害する商品、又は、著作権及び関連する権利を侵害する商品の差止に関する条項の対象ではない。従って、ラオスの法律に従って、個人使用目的の少量の輸入品は、税関での措置に関する法令の対象ではない。

### 4.2.2 事前登録制度の概要

#### 4.2.2.1 事前登録制度の有無

いわゆる税関登録(Customs Recordation)としての事前登録制度は存在しない。しかし、知的財産権所有者は、知的財産権所有者が、商標権、又は、著作権及び関連する権利を侵害する商品が国境を通過しているという強力な証拠を得た後、税関当局に対し、税関差止申請の申立てを行うことができる。

しかしながら、実際には、税関当局は、疑義商品がラオスの検問所でラオスに入国・出国しているか否かを監視するため、商標権、又は、著作権及び関連する権利についての税関差止を、事前の申請であっても受領する。そして、税関当局は、たとえ知的財産権所有者によって提出された強力な証拠がない場合でも、模倣品の検査・差止を行う。

#### 4.2.2.2 事前登録制度がある場合、その法的根拠、登録対象となる知的財産権の種類

1. 関税法は、知的財産権所有者が、関連する税関当局により、商標権、及び／又は、著作権及び関連する権利について税関差止申請できる仕組みを規定している。関税法第 32 条は、知的財産権所有者が、商標権、及び／又は、著作権及び関連する権利を侵害している商品について情報を有している場合、知的財産権所有者が疑義商品を検査・差止するために税関当局に申請することができる旨を規定する。

さらに、関税法第 33 条は、本法第 32 条に規定されるように、保護手段を与える条項がガイドライン及び通達で規定された様々な条項により設けられる旨を規定している。

2. 知的財産法によれば、税関職員は、職権で、(i) 商標権;(ii)著作権及び関連する権利を侵害する疑いのある商品に関して、職権で、措置を講じることができる。

### 4.2.3 税関における知的財産関連法規の問題点

#### 1. 税関における知的財産関連法規の問題点・留意点

1. 知的財産法は、知的財産及び税関保護に関する唯一の条項を規定する。最近、2018 年 5 月、知的財産法の改正法が施行され、税関職員の職権は、商標権並びに著作権及び関連する権利のみに及ぶであろう。
2. 前記条項によれば、侵害品が国境を通過している旨の情報を知的財産権所有者が得ると、知的財産権所有者は税関当局に税関差止申請の申立てを行うことができる。
3. 国境で保護を求める申請が行われると、知的財産権所有者は、通常真正品と模倣品を特定するガイドラインに従い、侵害していることを示す証拠／サンプルを提供することを要求され、それらは申請書

とともに担当税関職員に送られる。提供された情報は、疑義商品がどの国境／チェックポイントで通過するのかを特定するために必要である。また、輸入業者／輸出業者についての情報も必要である。税関職員による知的財産保護を開始するために知的財産権所有者が提供しなければならない情報は、非常に細かく厳密である。例えば、ガイドラインは、知的財産権所有者が(ラオスに入国又はラオスから出国するために)国境を通過する積荷に関する確かな情報を有さなければならない旨を規定する。知的財産権所有者が満たさなければならない上記要件に加え、通達はさらに詳細な情報を要求する。例えば、輸送方法は明確に示されなければならない、また輸入業者の名前も示されなければならない。全ての情報が有用であることは理解されるが、知的財産権所有者がこの種の情報を提供できる立場である場合でも、この種の情報は国境での保護を求める必須要件とされるべきではない。ほとんどの場合、知的財産権所有者はこのような詳細な情報を提供することができないと考えられる。

4. 現在、国内の全ての税関検問所で容易にアクセスでき、知的財産権所有者が知的財産又は関連情報を登録できるデータベースは存在しない。従って、文書のハードコピーが全ての税関職員に与えられることが必要である。複数セットの重要書類がすべての国境検問所に送付されなければならないことを意味し、この点は知的財産権所有者にとってまったく理想的であるとは言えない。さらに、これらのハードコピーが状態よく管理され、維持され、適切に保管されなければならない。

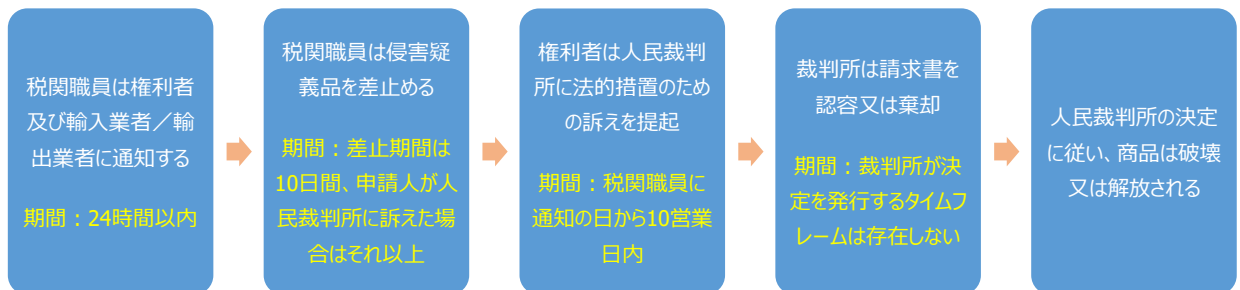
## 2. 改善要望点

1. 商標権及び著作権以外の知的財産権の税関差止申請を行うことが、知的財産権をラオスで保護する上で、知的財産権所有者をにとって非常に有益であると考えられる。
2. 法令は現状の運用と則して欲しい。規則によれば、監視期間は1月であり、更新可能であるが、実際には税関職員はこれよりも長い期間監視することができる。
3. 法律で要求される多くの情報(輸送方法、国境を通過する積荷に関する情報)を提供することができない場合でも、税関職員は申請を受理することがある。従って、より明確にするために、法令が改正されることが望ましい。
4. ガイドラインにより提供される情報が非常に多い。ITシステムにより、デジタル化された文書がコミュニケーションをより容易にさせる。

## 4.3 ラオス税関における運用実態

### 4.3.1 税関による権利侵害品の差止

#### 4.3.1.1 権利侵害疑義製品の発見から廃棄までのフロー



上述した通り、知的財産権所有者によって提出された申請書において、商標権並びに著作権及び関連する権利を侵害する商品を税関職員が特定した場合、税関職員は直ちに疑義商品を差止め、差止の記録を取り、疑義商品のさらなる情報を得るために商品の輸入業者／輸出業者を尋問しなければならない。尋問内容は報告書によって記録される。

その後、税関職員は、24 時間以内に、輸入業者・輸出業者並びに申請者に、通知を送付しなければならない。通知は、ハードコピーであり、輸入業者／輸出業者の尋問の報告書を含む。通知の写しはまた、確認のために、税関局又は関連国境当局に送られる。税関当局は疑義商品を差止め、そして 10 日間留置することができる。

知的財産権所有者は、人民裁判所に告訴しなければならない。留置期間が 10 日間を超える場合、税関職員は直ちに当該商品を解放することができ、税関による当該商品の留置により発生した損害に対して、知的財産権所有者が支払った保証金が当該商品の所有者に損害賠償金を支払うために使用され得る。

当該商品の留置期間の間、輸入業者、輸出業者、申請人、あるいは、商標権又は著作権の所有者は、さらなる情報及び証拠を得るために、留置した商品を確認・検査する権利を有する。

#### 4.3.1.2 権利侵害疑義製品発見の通知とこれに対する権利者側からの回答

##### 1. 回答期限

関連する税関当局により発行された通知に対する特定の応答期間はない。関連する税関当局が知的財産権所有者又はその代理人に通知したら直ちに、知的財産権所有者は、10 日間以内に人民裁判所に告訴しなければならない。

##### 2. 回答期限の延長は可能か？

通知に対して応答しない場合、上記期間内で告訴しないと、税関職員は当該商品を解放し、申請人は留置により発生した費用／損害に対して、当該商品の所有者に損害賠償金を支払うことになる。

### 3. 代理人による回答は可能か？

権利所有者を代理する代理人、又は、権利所有者自身は、人民裁判所に告訴することができる。

### 4. 可能ではない場合、権利者自ら現地に赴く必要があるか？

税関当局の通知により、知的財産権所有者又はその代理人は、当該商品が留置されている場所に行き、そして、当該商品が知的財産権所有者の権利を侵害するか否かを判断するために当該商品の予備検査を行うことが要求される。

#### 4.3.1.3 権利者の義務

##### 1. 担保提供の要否

知的財産権所有者は、当該商品が真正品であるとみなされる場合、商品の留置により当該商品の所有者が損害賠償請求を起こすはずなので、保証金として担保を提供しなければならない。

##### 2. 担保提供方法

ガイドラインは、保証金は現金、小切手又は銀行信用状(bank letter)の形式で扱われると規定している。

##### 3. 担保金額

知的財産権所有者は、10 百万ラオスキープ(LAK) (約 1,200 米ドル)の担保が要求される。

商品がいくつかの別の場所／検問所で差止められた場合、差止が行われた場所／検問所の数に応じて、税関当局は知的財産権所有者に最初に提供される担保の金額を増やす通知を行わなければならない。知的財産権所有者は、知的財産権所有者への当局の通知の日から 2 営業日以内に担保金額の増額に関する金融取引を完了させなければならない。

#### 4.3.1.4 税関の権限

##### 4.3.1.4.1 知的財産権侵害品の捜査権限の内容

##### 1. 差止、押収は税関の権限で可能か？

知的財産権侵害を阻止するために、国境検問所の税関職員は、職権で、輸入品及び輸出品を検査し、疑義品を差止・押収する権利及び義務を有する。

税関職員は、裁量で、最大 10 日間、当該商品を差止、検査又は留置することができる。

##### 2. 知的財産権侵害品の差止／押収のために、検察庁に事件を移送後、刑事訴訟を経る必要があるか？

商品を長期間留置できるようにするためには、さらなる人民裁判所の裁判官の考慮のために、知的財産権所有者は、人民裁判所に告訴しなければならない。

商品は税関局の権限で管理・保管される。申請により、当事者、特に知的財産権所有者又はその代理人は、侵害が商標権あるいは著作権及び関連する権利に関するものであるか否か分類できるように情報を収集するために、当該商品を検査するための承認を求めることができる。

模倣品であると疑われる商品の検査は、税関職員とともに知的財産権所有者又はその代理人により行われる。



商品の保管に関して、商品の所有者又は知的財産権所有者は、当該商品の品質が劣悪な保管状態に耐えられないために、特定の場所に商品を保管することを要求することができる。

商品は10日間留置される。留置期間は、告訴が人民裁判所に行われた場合のみ、延長可能である。

### 3. 訴訟費用の負担者は権利所有者か？

留置期間に発生する費用は裁判官の決定により定められる。

### 4. 訴訟費用の負担以外にも権利所有者の義務として発生するものはあるか？

税関保護手続を申し込むと、知的財産権所有者は、商品が模倣品であるか否か裁判所で明らかにされ、商品が真正品であるとみなされた場合、知的財産権所有者が賠償金を支払う責任を負うことに同意しなければならない。ガイドラインには明記されていないが、裁判費用が大抵発生する。裁判費用は、裁判所の判断に従い、いずれかの当事者が負担する。

#### 4.3.1.4.2 知的財産権侵害品であると判断された場合の税関または検察庁の措置内容

留置した商品が知的財産権所有者の権利を侵害しているか否かについて判断する人民裁判所の決定により、商品の所有者は、税関の規則に従い、罰金に処せられるかもしれない。そのような侵害は、(3段階のうちの)第1段階の侵害であると考えられる。

罰金は、教育的措置であり、差止された商品の総額の5～10パーセントである。罰金及びそのパーセントは、侵害者が侵害行為を継続するか否かにより変化する。

商品が知的財産権所有者の権利を侵害していると判断された場合、商品の所有者は賠償金を支払うことを要求される。

商品が知的財産権所有者の権利を侵害している旨の判決が出た場合、侵害品は破壊するために提供されなければならない。侵害品の破壊に関する費用は判決に記載される。

賠償金が実際に負った損害を反映していない場合、申請人又は知的財産権所有者は、さらなる賠償金を要求するために、人民裁判所に裁判を提起する権利を有する。

商品が模倣品である場合、人民裁判所の判決により、破壊のための費用を負担する者を指定し、これらの商品は破壊されることになる。

#### 4.3.1.5 税関の知的財産権侵害品に係る取締に資する情報

- 既存の法令では、明確な回答を提供できる包括的な情報又はガイドラインは存在しないと言われている。
- しかしながら、国境での保護を求める申請を行うと、知的財産権者は保護を求める商品の高画質写真を税関に提出することが要求されるとのことである。写真に加えて、保護を求めている商品の侵害している旨の証拠／サンプルを準備し、申請書とともに税関職員に提出しなければならない。また、ガイドラインには、模倣品と真正品とを判別する方法の概説が含まれている。複数の権利者は、自己のブランドに関する詳細なメモと、外国での模倣品の差止状況とについて提供し、これによって、このような状況下で当該商品が取り扱われるべき手続を概説した。これは、特に経験ある税関職員の数が限られている国において、興味深いアプローチである。権利者のガイドラインとして、税関職員が通常、真贋判定する際には

とんど考慮していない点である様々な比較点を、税関職員に提供した。

- 上記情報を含む関係書類及び申請書は税関局に提出され、知的財産権所有者が保護を要求する国境検問所に当該関係書類を配布し、あるいは、税関手続が要求された検問所に関連書類を配布する。

#### 4.3.1.6 知的財産権侵害品の差止事例

税関及び知的財産権侵害事件に関する報告又は判例は入手できないが、そのような情報を提供するか否かについて裁量権を有する関連当局に要求することができる。さらに、本報告書において後述する理由により、国境における知的財産権侵害に関する事件の数は比較的少ない。

当局に確認した結果、国境での知的財産権侵害に関して、報告された 2 件の最近の事例があった。

1. 第 1 事例は、アクセサリ商品を含む、有名な自動車会社の商標権侵害に関するものである。税関職員は、職権で、知的財産権所有者の商標権を侵害する 992 個の商品を阻止した。
2. 第 2 事例は、自動車会社の意匠権侵害に関するものである。商品の留置が国内の複数の検問所で実施され、知的財産権所有者の意匠権侵害により、324 個の軽トラックが差止められ、留置され、それらがラオス市場に入るのを阻止した。

### 4.3.2 知的財産権の事前登録

知的財産局 (DIP: Department of Intellectual Property) はデジタルデータベースを利用し、一般的な知的財産 (商標、特許、意匠等) の登録システムを開発したが、税関局により使用できるデジタルデータベースは現在存在しない。

従って、知的財産局と税関局との間で情報提供はほとんど行われず、各部署は比較的独立して機能している。

#### 4.3.2.1 事前登録方法、登録機関

税関差止の申請は、知的財産権所有者又はラオスに住所を有し登録された営業所を有する代理人によって、提出されなければならない。

関連当局が必要書類を受領すると、税関職員は 3 営業日以内に提出された当該書類に間違いがなく正しいか確認する。申請人は、通知書によって知らされ、関係書類が受理されなかった説明が申請人に与えられる。

関連当局／職員が申請を受領した日から 3 営業日以内に、税関職員は国境／検問所の職員に通知を発し、申請が行われた時点で提出されたすべての書類を送付する。このように、申請人の申請に基づいて、税関職員は (ラオスに入国／出国する) 国境を通過する対象商品の監視を開始することができる。

上述した通り、現在、国内の税関職員及び／又は検問所すべてで情報を共有できるデジタルネットワーク、デジタルデータベースは存在しない。従って、商品が疑義品であるか判断する税関職員を支援するガイドラインのような書類のハードコピーが、ラオスの各税関当局に配布されなければならない。

#### 4.3.2.2 登録のための必要書類

ラオスの規則によると、ラオスでの税関保護を申請したい知的財産権所有者に次の書類が要求される。

- 税関当局により模倣品であることが疑われる商品の監視・差止を申請する所定の公式フォームに書き込み、そして提出すること。
- 問題となっている知的財産(商標権、又は、著作権及び関連する権利)の証明、並びに、税関当局に保護を要求することになった侵害品。商標権に関して、国境保護措置を要求する商標が著名商標でなければ、ラオス知的財産局(DIP)により発行された商標登録証が要求される。
- 国境での監視される知的財産に関する詳細な情報。
- 知的財産権所有者は、侵害品判定において税関職員を支援するために、準備され、かつ申請書とともに税関職員に送付されなければならない真贋判定のためのガイドラインによって、侵害している旨の証拠／サンプルを提供することが通常要求される。当該ガイドラインは、監視される商品の写真を含む。
- 疑義商品が通過する国境／検問所で注目する点に関する情報
- 輸入業者／輸出業者の情報(必要がある場合)。
- 侵害品の輸送方法に関する情報－自動車、トラック、容器等(通達で要求された場合。しかしながら、実際、知的財産権所有者は当該情報を提供することなく税関保護措置を申請することができる)。
- 10 百万ラオスキープ(LAK)の担保が知的財産権所有者から提供される必要がある。
- すべての関連する政府費用の支払いが完了しなければならない。

上記書類は、税関局又提出されなければならない。

#### 4.3.2.3 登録までに要する時間・費用

税関局による保護期間はたった 1 月間であり、税関局への通知により更新され得る。

#### 4.3.2.4 登録の有効期間、更新時期、更新方法、更新費用

1. 現行の規則によると、税関局による保護期間は 1 月である。
2. 規則によると、知的財産権所有者が保護期間を延長したい場合、毎月延長しなければならない。
3. 保護期間は、税関局への通知により更新され得る。
4. さらに、現在、更新手数料は要求されない。税関局は、検討用にすべての申請書及びそれに関連する書類の再提出を要求しない。さらに政府費用は実質的に支払う必要がなく、知的財産権所有者は国境での保護の更新の意向を事前に税関職員に通知する。

実際には、知的財産権所有者が 6 月間の保護に興味がある旨を事前に示すことができ、その旨を知的財産権所有者が税関職員に通知することによって更新できることを付け加えたい。

### 4.3.3 税関における運用実態の問題点

#### 1. 日系企業にとっての問題点・留意点

ラオスの税関局に自己の知的財産権の登録を検討しているすべての申請人に次のことが言える。

- 法令により、保護を受ける商標を付した商品の高画質写真を含む文書が税関局の登録を進めるために不可欠である。真贋判定方法を説明する詳細なガイドラインは必要ないけれども、日系企業が真贋判定のために、侵害している旨の証拠／サンプルを提供する分かり易いガイドラインを作成することが好ましい。地方職員は商品検査に関して非常に経験が少なく、日系企業は、税関職員の知識を向上させるこ

とを考慮し、できる限り多く写真を選択するのが好ましい。

- 税関局への商標のみの登録では、ラオスにおける模倣品の拡散を効果的に防止するには十分ではない。税関手続及び知的財産に関する手続は一般的に初期段階であり、多大な努力が地方当局によって行われているが、税関及び知的財産に関する条項の実施は一律ではないままであり、あまり行使されていない。日系企業が、税関職員と、そしてより一般的には知的財産に関連する政府当局と、協力する戦略を案出すべきであると考えられる。知的財産権侵害の問題に関するワークショップ又はセミナーの開催は、定期的に多くの職員に提供されるべきである。
- 上記に加えて、日系企業は、地域や場所により、ラオスの税関及び知的財産法の実施が一律ではないことを覚えておくべきである。従って、上述した努力は、国内中、統一されるべきである。費用対効果的に、日系企業は、ラオスの特定の場所での努力に注目し、模倣品の国境通過に特に弱いことを考慮するべきである。

## 2. 税関への改善要望

ラオスは、隣国である ASEAN 各国との国境を通過して流れ込む模倣品に対抗するために、地理的に戦略的ポジションにあると考える。ラオスは、中国から ASEAN に入る商品に対して、便利なハブとして位置付けられている。タイ、カンボジア、ベトナム及びミャンマーとの共通の国境は、通過品(トランジット品)に対して最も便利な場所の一つにラオスは置かれている。

輸送基盤及び輸送費用はより低くなれば、ラオスはその領域への入国／出国を行う商品の顕著な増加が見られるであろう。ラオス内で実施された最近の市場調査によると、ラオス中で大量の侵害品が激増し、すべての産業に重大な影響を与えていると言われている。

- 積極的に、ラオス税関は、国境での知的財産の保護を求められた際、知的財産権所有者から要求された情報を更新することを検討すべきである。現在までのところ、税関当局によって知的財産権所有者に要求された条件及び書類はあまりにも扱いにくい。
- さらに、要求された情報は、まったく使いやすくない、秘密にされている。そして、いくつかの事件では、知的財産権所有者自身も利用できない(例えば、ラオスへの入国／出国する積荷の書類、積荷の中の商品の内容／種類、それによって侵害品がラオスへの入国／出国する検問所等)。
- 税関職員の知的財産権に関する問題への意識は低いままであり、ラオス国境での効果的な保護は知的財産権に関する問題を扱う税関職員にかかっている。
- 税関局は、継続的かつ効果的な監視を必要とする、信頼でき広く使用される税関登録制度を提供しなければならない。
- 知的財産権所有者に要求される担保は、特に税関手続の現在の実施／効率が低いままであるという事実を踏まえると、税関登録の申請に躊躇させることの原因の一つになっている。
- 各当局間でデジタルデータベースは、ラオスの知的財産権登録を担当する知的財産局(DIP)のデータベースに直接リンクしていれば、情報が要求されたときに、タイムリーに税関職員を支援できるであろう。今までのところ、すべての書類は、ハードコピーによって提出され、ハードコピーが取り扱われる税関オフィス及び検問所の数を考慮すると、厄介である。さらに、ブランドを監視する期間が続いていると、これらの書類の管理・保管に関して心配が残る。
- 別の政府機関の間の情報は、当該政府機関が模倣品に対抗する同じ目的に向かって活動していても、容易には共有されない。従って、知的財産権の強制措置を行う政府当局(経済警察、税関、裁判官、検察官)間の情報の調整及び共有の改善は、税関手続をより強力にするために不可欠であり、効果的である。
- 特定商品が知的財産権所有者の権利を侵害しているか否かに関する判断を行う裁判所に対する正確なタイムフレームは存在しない。従って、裁判所は迅速かつ功利的な回答を与える義務はない。例えば、税関が 10 日間の留置期間の後、侵害している積荷を解放することを強いる場合、知的財産権所有

者の権利を保護するために既存の法的プロセスでは調整されず、決定には数週間かかるかもしれない。知的財産権所有者の権利の保護を取り巻く法的フレームワークにおいてより確実なことは、商標権、著作権及び関連する権利の保護に関して、知的財産権所有者によるより積極的な参加が推奨されるであろう。

- 現在、税関当局は、限られた予算の下、その任務を遂行しなければならない。現存システムの改良及びアップグレード(例えば、信頼できる IT システム/ネットワークへの移行)は、税関当局の財源を増やさなければ不可能である。

税関差止申請のための膨大な要求、及び、現状の事前の差止申請制度は、ラオスにおける税関監視を知的財産権所有者が申請することを奨励していないようであると考えられる可能性がある。税関手続を申請する際の厳格な要件が緩和され、政府が国際基準を遵守すれば、商標権所有者がラオスにおいて知的財産権戦略を確立する際に税関手続を利用するようになるであろう。知的財産権所有者の差止申請のために生じる政府費用は、ラオスにおいて税関手続の改善のための特定予算を増やすのに役立ち、国際基準に則して全体の改善をもたらす。